

以上就ては労資互譲の精神により左の件
解決す

以上就ては

一、夜帳を承認する事

二、労資互譲の精神に於て認め難し

三、定期給は原則として之を認め、評給金額並に
別数日本人の成績を考慮して行ふ事

四、労資互譲の精神に於て認め難し

五、労資互譲の精神に於て認め難し、其の取扱は工場長に一任す

六、労資互譲の精神に於て認め難し

七、労資互譲の精神に於て認め難し、但し実行方法に付ては工場長に一任する事

八、労資互譲の精神に於て認め難し

九、労資互譲の精神に於て認め難し、(八月九日)

以上就ては労資互譲の精神により左の件
解決す

以上

磯野造船所 船務部 木 上 奉 司

代表

後藤 貞 司

吉本 文 太郎

江原 春 一郎

今野 清 一郎

近藤 今 助 平

主 會 人

土 井 三 作

高 山 喜 一 郎